

東京都公報

発行
東京都

目次

41

規則

- 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…一
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…二
- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…八
- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……………（財務局財産運用部総合調整課）…八
- 東京都特定個人情報保護の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）…八
- 東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学行政課）…九
- 東京都都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則……………（都市整備局総務部企画経理課）…九
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一〇
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）…一〇
- 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…三
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関

する条例施行規則の一部を改正する規則……………

（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）…三

○指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…四

○指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…六

○東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部経営企画部財務課）…六

○東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則……………（港湾局総務部財務課）…六

○東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…六

規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人みなと総合研究財団」を「一般財団法人みなと総合研究財団」

に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に、「株式会社東京TYフ

インシャルグループ」を「株式会社東京きらほしフィナンシャルグループ」に改める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」を「株式会社東京きらほしフィナンシャルグループ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十六号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則(昭和四十年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二本局の項中「課長代理(調査担当)」を削り、「及び課長代理(給与担当)」を、「課長代理(給与担当)及び課長代理(コンプライアンス推進担当)」に改める。

別表第三本局の項中「課長代理(監理団体担当)」を「課長代理(政策連携団体担当)」に、「及び課長代理(服務指導担当)」を「課長代理(服務指導担当)及び課長代理(コンプライアンス推進担当)」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年東京都規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報

酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

第二十七条中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

別記第一号様式中「第1号様式」を「別記第一号様式」に改める。

別記第二号様式及び第二号の二様式を次のように改める。

第2号様式(第9条関係) (表面)

年 月 日

宛て.....

(実施機関)

.....
印

公務災害の認定について(通知)

年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、東京

都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第24条の規定に基づき、審査の結果、
と認定したので、通知します。

記

被災者の所属
被災者氏名
認定番号
傷病名
災害発生年月日
理由

以上

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都非常勤職員公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。
なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査の申立てをすることができなくなります。

第2号の2様式(第9条関係) (表面)

年 月 日

.....宛て

(実施機関)

印

通勤災害の認定について(通知)

年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、東京都
非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第24条の規定に基づき審査の結果、通勤災
害 該当 非該当 と認定したので、通知します。

記

被災者の所属
.....

被災者氏名
.....

認定番号
.....

災害発生年月日
.....年.....月.....日

傷病名
.....

理由
.....
.....
.....
.....

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都非常勤職員公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。

なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査の申立てをすることができなくなります。

別記第十三号様式から第十三号の三様式までを次のように改める。

第13号様式(第12条関係) (表面)

年 月 日

宛て

(実施機関)

.....

災害補償の決定通知について

年 月 日付けをもって請求のあった について、審査の結果、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給理由

支給理由

1 受給権者 (年金証書の番号)

2 支給金額

3 補償期間 年 月 日から 年 月 日までのうち.....日間

4 補償基礎額

5 障害等級

6 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名

7 その他

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都非常勤職員公務災害補償等審査会に知して審査を申し立てることができます。

なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査の申立てをすることができなくなります。

第13号の2様式(第12条の2関係) (表面)

傷病補償年金決定通知書

認定 番号	年 月 日
----------	-------

宛て

(実施機関)

.....印

傷病補償年金の決定について

について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 受給権者
- 2 支給金額円
- 3 補償基礎額円
- 4 傷病等級級
- 5 年金証書の番号第.....号
- 6 支給開始年月
- 7 理由
- 8 その他

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都非常勤職員公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。

なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査の申立てをすることができなくなります。

第13号の3様式(第12条の3関係) (表面)

	認定 番号		年 月 日
<p>..... 宛て</p> <p style="margin-left: 200px;">(実施機関)</p> <p style="text-align: center;">_____ 印</p> <p style="text-align: center;">..... 補償年金の年金額の改定 について(通知)</p> <p style="text-align: center;">標記について、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受給権者の氏名 2 年金証書の番号 第 号 3 改定後の 補償年金額 円 4 支給開始年月 年 月 5 改定事由 6 理由 7 その他</p>			

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都非常勤職員公務災害補償等審査会に列して審査を申し立てることができます。

なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査の申立てをすることができなくなります。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項及び第二十七条の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十八号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十九号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則

東京都公有財産規則（昭和三十九年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第二十六条第二項中「室長並びにこれらに」を「これらに」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十号

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式別紙一中

<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 本人又は代理人 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 本人又は代理人 <input type="checkbox"/> 実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号	<input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> 8号 <input type="checkbox"/> 9号 <input type="checkbox"/> 10号	<input type="checkbox"/> 11号 <input type="checkbox"/> 12号 <input type="checkbox"/> 13号 <input type="checkbox"/> 14号 <input type="checkbox"/> 15号
--	--	---	--	--

を

<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 本人又は代理人 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 本人又は代理人 <input type="checkbox"/> 実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号	<input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> 8号 <input type="checkbox"/> 9号 <input type="checkbox"/> 10号	<input type="checkbox"/> 11号 <input type="checkbox"/> 12号 <input type="checkbox"/> 13号 <input type="checkbox"/> 14号 <input type="checkbox"/> 15号
--	--	---	--	--

を「第5条第1項」

を「第4条第3項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十一号

東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則

東京都いじめ問題調査委員会規則(平成二十六年東京都規則第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

第四条を次のように改める。

(意見等聴取)

第四条 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

第七条を第九条とし、第六条ただし書中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(部会)

第六条 委員会は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員三人以上をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を委員会に報告する。

5 第三条第一項、第二項及び第四項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第二項及び第四項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第七条 委員及び専門調査員は、第三条第四項(前条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公開しないこととされた委員会及び部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都市再開発事業財務規則(平成十四年東京都規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「総務部企画経理課長」を「総務部経理課長」に、「企画経理課長」を「経理課長」に改める。

第四条第一号、第十二条第二項、第十四条及び第三十八条第一項中「企画経理課長」を「経理課長」に改める。

第五十条第三項中「及び印鑑」を削り、同条第九項ただし書を削る。

第五十一条中「(概算払をするものを除く。)」を削る。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算)

第五十四条の二 前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、第五十一条及び前条第一項第一号の規定に基づき口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算は、次に掲げるところによらなければならない。

一 局長は、概算払を受けた者に、その用件終了後五日以内に当該概算払の計算の基礎を明らかにした精算書を提出させ、その用件終了後十日以内に証拠書類を添えて伝票発行者に送付しなければならない。

二 概算払を受けた者は、精算残金について、納付書により、直ちに収納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に返納し、その領収書を前号の精算書に添付しなければならない。

2 局長は、前項各号の規定による精算手続を完了しなければ、同一の物件について、重ねて概算払をすることができない。ただし、緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

3 第四十八条第四項の規定は、口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算について準用する。

第百七十七条第二項中「の最終頁」を削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十三号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第四十三号イ中「第四項」を「第六項」に改め、同号へを同号リとし、同号ホ中「第四項」を「第六項」に改め、同号ホを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

チ 条例第十五条第二項の規定による報告の要求に関する事。

第四十三号ニの次に次のように加える。

ホ 条例第十四条の二第一項の規定による助言に関する事。

ヘ 条例第十四条の二第三項の規定による指導及び助言に関する事。

附則

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第三条の二第一項中「計画の認定」を「特定建築物の計画の認定」に改め、「変更の認定（」の下に「法第二十二條の二第五項の規定により準用する場合を除く。」を加え、「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定」に、「が計画の認定」を「が特定建築物の計画の認定」に改め、同条第二項中「計画の認定又は計画の変更認定」を「特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定」に改める。

第五条第一項中「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定又は法第二十二條の二第五項の規定により準用する法第十八條第一項の規定による計画の変更の認定（以下「協定建築物の計画の変更認定」という。）」に改める。

第六条第一項中「計画の認定」を「特定建築物の計画の認定」に、「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定が」に改め、「認定特定建築物」という。）の下に「又は法第二十二條の二第四項の規定による計画の認定（以下「協定建築物の計画の認定」という。）を受けた計画（協定建築物の計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物（以下「認定協定建築物」という。）を、「認定建築物主等」という。）の下に「又は協定建築物の計画の認定を受けた者（以下「認定協定建築物主等」という。）を、「認定建築物主等」及び「新たに認定建築物主等」の下に「又は認定協定建築物主等」を加え、同条第二項中「認定建築物主等」の下に「又は認定協定建築物主等」を加える。

第七条の見出し中「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加え、同条中「又は維持保全の」を「若しくは維持保全の」に改め、「の報告」の下に「又は法第五十三条第五項の規定による協定建築物の建築等若しくは維持保全の状況についての報告」を、「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加える。

第八条第一項中「計画の認定又は計画の変更認定を申請」を「特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請」に改める。

第九条の見出し中「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加え、同条第一項中「認定建築主等」の下に「又は協定建築主等」を、「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加え、「計画」を「特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画」に改め、同条第二項中「計画」を「特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画」に改め、「認定建築主等」の下に「又は協定建築主等」を加える。

別記第一号様式中「第28条第1項」を「第29条第1項」に改める。

別記第一号様式の二中「第28条第2項」を「第29条第2項」に改める。

別記第三号様式中「認定建築主等 住所」を「認定建築主等 住所」に改め、「認定建築主等の」を削る。

別記第四号様式中「第18条第2項において準用する同法第17条第3項」を「第18条第2項(同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第17条第3項 及び第22条の2第4項」に改める。

別記第五号様式中「認定特定建築物」を「建築物」及び「認定建築主等を」を「建築物主等」及び「旧認定建築主等」を「旧建築主等」及び「新認定建築主等」を「新建築主等」及び「特定建築物の用途」を「建築物の用途」及び「認定建築主等が」を「建築主等が」及び「認定建築主等の」を「建築主等の」に改める。

別記第六号様式中「認定特定建築物の建築等」を「認定特定建築物の建築等 及び認定協定建築物の建築等」に改める。

「第53条第4項」を「第53条 第4項」及び「認定建築主等」を「建築主等」及び「第53条 第5項」を「第5項」及び「認定建築主等」を「建築主等」に改める。

「認定特定建築物の概要」を「建築物の概要」に改める。
 別記第七号様式及び第八号様式中「特定建築物」を「建築物」に改める。
 別記第九号様式中「(変更) 認定特定建築物」を「建築物」及び「認定建築主等」を「建築主等」に、「特定建築物の用途」を「建築物の用途」に改める。
 別記第十二号様式を次のように改める。

第12号様式 (第11条関係)

(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第14条の規定により認定を受けたので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※ 区・支庁受付欄	※ 都 受 付 欄	※ 決 定 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)
1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。

(日本工業規格A列4番)

(第二面)

1 建築主等の住所及び氏名	電話 ()		
2 代理者の住所及び氏名	電話 ()		
3 敷地の地名・地番			
4 地域・地区			
5 建築物の主要用途	6 建築物の数	棟 計	7 最高の高さ
	申請部分	申請以外の部分	敷地面積に対する割合
8 敷地面積	平方メートル	平方メートル	敷地面積に対する割合の限度
9 建築面積	平方メートル	平方メートル	
10 延べ面積	平方メートル	平方メートル	
	(1)	()	
	(2)	()	
	(3)	()	
	(4)	()	
	(5)	()	
	(6)	()	
	(7)	()	
	(8)	()	
	(9)	()	
	(10)	()	
	(11)	()	
	(12)	()	
11 ※備考			

(日本工業規格A列4番)

(第三面)

(注意)

- 1 4欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。
また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
- 2 10欄には、(1)から(11)までを含めた建物全体の床面積を記入してください。()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
(1) 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
(2) エレベーター昇降路の部分
(3) 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
(4) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
(5) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
(6) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
(7) 自家発電設備を設ける部分
(8) 貯水槽を設ける部分
(9) 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることでできないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分
(10) 住宅の用途に供する部分
(11) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 3 10欄(12)は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から(1)に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーター昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分)を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは老人ホーム、福祉ホーム(。))の床面積の合計の3分の1の面積)、(2)及び(3)に記入した床面積並びに(4)から(9)までに記入した床面積(これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積)を記入してください。
ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分 5分の1
イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
ウ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分 50分の1
エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
カ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分 100分の1

(日本工業規格A列4番)

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十五号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーバス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項の次に次の一項を加える。

20 第二条の規定にかかわらず、平成三十一年度にはバスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等(平成三十年度にバスの発行を受けた者に限る。)その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十六号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十六年東京都規則第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

12 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律（平成三十年法律第六十六号）第三条の規定による主務大臣が指定する地域における第七条第一号の規定の適用については、平成三十五年三月三十一日までの間、同号中「あること」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中に満二歳未満の園児の年齢別定員の合計を超えて入園させる場合は、満二歳未満の園児一人につき二・五平方メートル以上とすることができる」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十七号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十四条の二十六の八に規定する別段の申出は、共生型障害福祉サービス事業者の特例を不要とする旨の申出書（別記第一号様式の二）により行うものとする。

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第2条関係）

共生型障害福祉サービス事業者の特例を不要とする旨の申出書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者
名称
代表者氏名

㊦

次の障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2第1項ただし書に規定する共生型障害福祉サービス事業者の特例を不要とするので申し出ます。

事業所名等	名称		所在地	管理者	サービスの種類
	氏名	住所			

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式の二中「障害福祉サービス」を「指定障害福祉サービス等又は共生型障害福祉サービス」に改め、同様式に次の別紙を加える。

別紙
別記第三号様式に当該指定障害福祉サービス等を受けている者について

氏名	実施機関 (区市町村)	受給者番号	引き続き サービス受 給する旨の申 出の有無	引き続き当該指定障害福祉サービス等に相当 するサービスの提供を希望する者に対し、必 要な障害福祉サービス等を継続的に提供する 他の指定障害福祉サービス等事業者の名称
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

備考 適宜、欄を追加して御活用ください。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則別記第三号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十八号

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の三五の七に規定する別段の申出は、共生型障害児通所支援事業者の特例を不要とする旨の申出書（別記第一号様式の二）により行うものとする。

第三条第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十第二項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2(第2条関係)

共生型障害児通所支援事業者の特例を不要とする旨の申出書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者
名称
代表者氏名

(印)

次の障害児通所支援事業について、児童福祉法第21条の5の17第1項ただし書に規定する共生型障害児通所支援事業者の特例を不要とするので申し出ます。

事業所名等	名称	所在地	管理者		サービスの種類
			氏名	住所	

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式中「定款・寄付行為等及びその」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第二号様式の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第二号様式の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式に別紙として次のように加える。

別紙

現に当該障害児通所支援を受けている者について

1	児童氏名	保護者氏名	実施機関 (区・市町村)	受給者番号	引き継ぎ希望する者 の氏名を希望する者の 氏名とする	引き継ぎ当該障害児通所支援に相当する支 援の提供を希望する者に対し、必要かつ児童 通所支援を継続的に提供する他の指定障害 児通所支援事業者の名称
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

備考 適宜、欄を追加して御活用ください。

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式に別紙として次のように加える。

別紙

現に当該障害児入所支援を受けている者について

1	児童氏名	保護者氏名	実施機関 (区・市町村)	受給者番号	引続き支援 の提供を希 望する旨の申 出の有無	引続き当該障害児入所支援に相当する支 援の提供を希望する者に対し、必要が障害児 入所支援を継続的に提供することの指定障害 児入所施設等の名称
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

備考 障害、欄を追加して箇条書きください。

(日本工業規格A4用紙)

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則別記第二号様式、第二号様式の二及び第二号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十九号

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則

東京都病院事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる経費のほか、病院において一件五万円以下の支払に充てる経費で、本部長が特に必要があると認める場合は、第三項及び前項の規定にかかわらず、各病院につき一月三十万円を限度として前渡することができる。

第四十九条第一項第一号、同条第二項及び第三項並びに第五十条第二項中「第四十六条第三項」の下に「又は第六項」を加える。

附属様式目次中「第四十号様式 削除」を「第四十号様式 前渡金支払精算書 (第四十九条)」に改める。

別記第四十号様式を次のように改める。

第40号様式 (第49条関係)

振替決定票

年度	病院会計	第	号	頁
協議	起票	(計理)	(会計)	伝票
担当	課長代理	課長	発行者	企業 出納員

病院	区	分
所属	文書番号	
振替年月日	年	月
	年	月
	日	日
	振替金額	

件名	勘定科目 (借方)	勘定科目 (貸方)
----	-----------	-----------

予算科目	科目区分・事項別	調定額・推定額	収入額・支出額	使用量
------	----------	---------	---------	-----

前払金額	前渡金支払精算書
精算金額	
消費税額	
戻入金額	
繰越金額	
控除額	
納付書	

上記のとおり精算します。
 年 月 日
 東京都知事 殿
 前渡受者職氏名
 ⑩ (日本工業規格K14番)

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二中「(概算払により、研修の講師の派遣に係る旅費を支給する場合を除く。)」を削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

東京都消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京都消防庁消防吏員服制(平成三年東京都規則第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一冬服の部略帽の款階級標示章の項を次のように改める。

階級等標示章	濃紺色朱子織の布に金色で刺しゅうしたものを頭部後方くりの上
	部に付ける

別表第一冬服の部上衣の款中「階級章」を「階級章等」に改め、同款消防長章の

項中「銀色金属製」の下に「又は黒色樹脂製」を加え、「階級章」を「階級章等」に改

め、同表夏服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表執務服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表予防服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部冬予防服の款第一種の項及び夏予防服の款第二種の項中「階級章」を「階級章等」に改める。

別表第二冬服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部上衣の款階級章の項を次のように改める。

階級章等 男性消防吏員階級章等と同様とする。

別表第二夏服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表執務服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表予防服の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部冬予防服の款第一種の項及び夏予防服の款第二種の項中「階級章」を「階級章等」に改める。

別表第五防火帽の部しころの款製式の項中「階級」を「階級等」に改める。

別表第六消防吏員救急服制の部冬救急帽の款周章の項中「階級」を「階級等」に改め、同部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部冬救急服の款上衣の項及び夏救急服の款上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表消防吏員救助服制の部作業帽の項及び略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部救助服の款上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表消防吏員水難救助隊員服制の部略帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部水難救助隊員服の款上衣の項中「階級章」を「階級章等」に改め、同表消防吏員飛行服制の部飛行帽の項中「階級標示章」を「階級等標示章」に改め、同部飛行服の款操縦士用の項及び整備士用の項中「階級章」を「階級章等」に改める。

別図中「階級標示章」を「階級等標示章」に、「階級章」を「階級章等」に、「しころ」に付ける階級を標示する線」を「しころに付ける階級等を標示する線」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 定価 本号 一箇月 五〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

